

加古川みどりの会事業補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 3 日

建設部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和 6 1 年規則第 3 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川みどりの会事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第 2 条 補助金等の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補則)

第 3 条 この要綱に定めのないもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金等の種類	補助事業の性質	事業費補助	
	補助事業の目的	公共緑化等の緑化活動の実践に取り組む市民で構成される加古川みどりの会が行う緑化推進に係る事業に対して補助をすることで、市民の緑化意識の更なる高揚と緑化活動の実践に取り組む市民の裾野を拡大する。	
補助金等の範囲	補助事業の対象となる者	加古川みどりの会	
	補助事業の対象となる経費	【補助事業の対象となる経費】 ・花いっぱい活動事業にかかる経費 ・緑化推進に係るポスター・標語募集事業に係る経費 ・植樹祭に係る経費 ・その他公共緑化に資する事業に係る経費	【補助事業の対象外となる経費】 ・交際費 ・会員研修旅行にかかる諸経費
補助金等の補助率又は額	補助率	10/10	
	補助金の額	予算の範囲内とする。	